

2003年5月22日
文化観光部

2003年4月29日に国会を通過した著作権法一部改正法が、2003年5月20日、
国務会議で議決されたことにより、2003年7月1日から施行される。

この法の改正目的は、
知識情報社会の進展でデータベース・デジタルコンテンツ等に対する需要の急
増により、データベースの製作等に要する投資努力を保護し、著作権者等が不
法複製から自分の権利を保護するため行う技術的保護措置と著作物に関する権
利管理情報を他人が侵害できないよう保護する等、デジタル・ネットワーク環
境での著作権保護を強化し、インターネットを通じた第3者の著作権侵害時、
オンライン・サービス提供者が一定の要件を持つ場合には、免責を受けること
ができる等、その責任範囲を明確にし、オンライン・サービス提供者が安定的
に営業活動を図れる制度的基盤を設けることにある。

改正法の主要骨子は、

1．従来は創作性のあるデータベースに限り権利として保護したが、今後は、
創作性の有無を問わずデータベースを製作し、その更新・検証、補充のため、
相当の投資をした者については、一定期間、当該データベースの複製・配布・
電送権を付与した。データベース製作者の権利保護期間は、データベースを製
作した時、又は更新等をした時から5年と定めた。

2．図書館等が、図書等を図書館間で閲覧目的で電送したり、デジタル図書を
出力することを、文化観光部長官が定め告示する補償金を支払うことで可能と
し、当該図書館管内での閲覧を複製・電送の場合には、保管している図書の部
数の範囲内で著作権者等の許可を受けなくても可能とした。

3．視覚障害者等の福利増進を目的にする施設のうち、大統領令が定める施設
は、営利目的でなく、視覚障害者等の利用に提供するため公表された言語文章
著作物を視覚障害者等専用記録方式で複製・配布、電送することができる。

4．オンライン・サービス提供者が、著作物や実演・レコード・放送、データ
ベースの複製・電送に関連したサービスを提供することに関連して、他人によ
るこれら権利の侵害事実を知り、当該複製・電送を中断させた場合には、その
他人による権利侵害行為に関連する責任を軽減又は免除する等、オンライン・

サービス提供者の免責要件等を定めることで、今日の情報化社会の下で、オンライン・サービス提供事業者がより、安定的に事業を行うことが出来るようにした。

5．著作権等の侵害を防止するための技術的保護措置の無力化を主な目的とする技術・サービス・装置等や、その主要部品を提供・製造・譲渡・貸与・電送する行為は、これを著作権その他のこの法により保護される権利の侵害行為とみなし、同違反行為者を処罰できるようにした。

6．著作権等の権利の侵害を誘発又は隠匿する事実を知りつつ、又は過失で知り得ずに、電子的形態の権利管理情報を除去・変更する行為等は、これを著作権等の権利侵害行為とみなし、同違反行為者を処罰できるようにした。

7．従来は不正複製物の部数等の算定が難しい場合に、これを出版物の場合 5 千部、レコードの場合 1 万枚と推定していたが、今後は、著作権侵害による損害が発生した事実は認定されたが、著作権法上の損害額として推定される「侵害行為で得た利益又はその権利の行使で通常受けることのできる金額に相当する額」を立証することが困難な時には、弁論の趣旨と証拠調査の結果を斟酌して相当する損害額を認定できるようにした。

文化観光部は、この法の施行のため、著作権法施行令と施行規則の改正を推進しており、引き続き著作権法と外国の著作権制度を研究して著作権環境の変化に能動的に対処できるよう努力していく計画だ。

著作権法一部改正法の全文は、文化観光部ホームページの告示事項に掲載されているので、参考にしてください。

訳者注：文化観光部ホームページ (<http://www.mct.go.kr/>)